

ボイラー取扱技能講習

作業内容

ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務のうち労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーの取扱いの業務

イ 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1300ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.4平方メートル以下のものに限る)

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
一 般 社 団 法 人 日 本 ボ イ ラ 協 会 部 鹿 児 島 支 部	〒892-0816 鹿児島市山下町9-31 第一ボウエイビル205号	電 話 番 号 099-223-1544 F A X 番 号 099-223-1564 U R L https://pa.kagoshima.jp/	7-2	R11.3.30